

徳島県青少年健全育成条例及び徳島県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第十六号

徳島県青少年健全育成条例及び徳島県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に、「第二十一条第三号」を「第二十一条第四号」に改める。

- 一 徳島県青少年健全育成条例（昭和四十年徳島県条例第三十一号）第十五条の二第三項
- 二 徳島県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例（平成二十七年徳島県条例第三十二号）第二条第五号

附 則

この条例は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十五号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。